

別記様式3 令和6年度 指名停止等の運用状況一覧表

| 番号 | 業者名         | 本社所在地   | 指名停止期間                      | 措置要領適用条項 | 該当事項      | 指名停止の理由   | 指名停止地域                  |
|----|-------------|---------|-----------------------------|----------|-----------|---|-------------------------|
| 2  | 中部電力(株)     | 愛知県名古屋市 | 6年4月26日 から 6年6月25日<br>(2ヵ月) | 別表第2第5号  | 独占禁止法違反行為 | 当該業者らは、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。   | 富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県 |
|    | 中部電力ミライズ(株) | 愛知県名古屋市 | 6年4月26日 から 6年6月25日<br>(2ヵ月) |          |           |   |                         |
|    | 東邦瓦斯(株)     | 愛知県名古屋市 | 6年4月26日 から 6年6月25日<br>(2ヵ月) |          |           |   |                         |
| 1  | 京都土木(株)     | 京都府京都市  | 6年4月19日 から 6年8月18日<br>(4ヵ月) | 別表第2第13号 | 建設業法違反行為  | 京都土木株式会社は、完成工事高を過大に計上して得た経営事項審査結果（令和4年3月31日審査基準日）を複数の公共工事の発注者（京都府、京都市及び国土交通省近畿地方整備局）に提出して入札参加資格を得ていたことが分かった。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、同条第3項の規定により、京都府知事から監督処分（営業停止45日間）を受けた。<br>また、専任を要する工事の監理技術者等に営業所専任技術者や他工事専任を要する監理技術者を配置していた。これらのことが、それぞれ建設業法第26条第3項に違反するとして、同法第28条第1項の規定により、京都府知事から指示処分を受けた。 | 全国                      |